


|   |  |
|---|--|
|    | <b>区立施設の開館を午後8時までに短縮</b><br>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を一部変更 |
| と き   | 1月8日（金）決定  |
| と ころ  | 練馬区役所（豊玉北6-12-1）                                       |
| <p>内閣総理大臣は1月7日（木）、東京都を含む1都3県を対象に、1月8日（金）から2月7日（日）までを期間とする緊急事態宣言を発出した。</p> <p>これを受け都知事は同日、都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置を発表した。</p> <p>そこで区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、これまでの方針を一部変更した。主な変更点は、以下の3点である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①区民に不要不急の外出自粛、特に、午後8時以降の外出自粛を徹底いただくよう要請</li><li>②区内の飲食店等に、営業時間の短縮を要請</li><li>③区立施設の開館時間を、原則午後8時までに短縮</li></ul> |  |

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年1月8日付け）

別添のとおり

【外出自粛の呼びかけ】

- ・防災行政無線を活用し、外出を自粛するよう放送する。（8日から、毎日午後4時30分）
- ・安全・安心パトロールカーによる広報を行う。
- ・区公式ホームページ、ねりま情報メール等で周知する。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027